

■ 産業や教育、まちづくりなどを通じた地域活性化・課題解決を目指して ■

兵庫県猪名川町と包括連携協定を締結

【調印式】日時/2月6日(月)14:00~14:30 会場/千里山キャンパス 関西大学会館 常任理事会議室

このたび関西大学は、兵庫県猪名川町と地域活性化に関する包括連携協定を締結することで合意に達し、2月6日(月)14:00より調印式を執り行います。本協定は、大学と町が包括的な連携のもと、地域づくり、教育・文化の振興、人材育成、福祉の増進、産業振興等の分野で相互に協力し、活力ある地域づくりと大学の活性化に寄与することを目的としたものです。猪名川町が大学と包括連携協定を締結するのは初めてとなります。

猪名川町は、阪神地域に位置する都市的立地の優位性と豊かな自然環境が調和した快適な居住環境が魅力の町として、これまで順調に人口増加を続けながら発展してきましたが、近年では人口は減少傾向にあります。そこで、里山資源の有効活用、少子高齢化対策、産業振興等の諸課題に対して専門的見地からの提言を取り入れるべく、幅広い学問分野を擁する高等教育機関との連携を模索していました。一方、関西大学は「学の実化」の学是のもと、地域課題の解決を目的とする「課題解決型地域連携」を推進・展開していることから、両者の理念と実績の両面において今回の協定締結に至りました。

本協定締結後は、まちの歴史を継承しながら新たな魅力創造に取り組み、持続可能なまちづくりを実現すべく、教育・文化・産業・まちづくり・環境保全といった幅広い分野での連携を検討していきます。

具体的には、

- ①「道の駅いながわ」における連携（調査活動および機能拡充等の検討）
 - ②「教育」における連携（教育環境向上・人材育成のための知見の還元）
 - ③「まちづくり」全般における連携（研究成果を地域の人々の実生活に活用できる連携活動の検討）
- などを予定しており、総合大学の特性を生かして地域活性化および課題解決に貢献していきます。

つきましてはご多忙の折恐縮ですが、調印式ならびに本協定締結に伴う本学および猪名川町の取り組みに関しまして、取材のご検討をお願い申し上げます。

【調印式概要】

- 1 日 時 2月6日(月) 14:00 ~ 14:30
- 2 会 場 関西大学千里山キャンパス 関西大学会館グランドフロア 常任理事会議室
(大阪府吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車 南出口から徒歩約5分)
- 3 出席者

猪名川町	関西大学
町長 福田 長治	学長 芝井 敬司
副町長 宮脇 修	副学長/社会連携部長 奥 和義
教育長 中西 正治	地域連携センター長 品川 哲彦
企画総務部長 山田 慎太郎	文学部教授 山本 冬彦
教育部長 真田 保典	学長室長 藪田 和広
- 4 内 容 代表挨拶・概要説明、協定書調印、質疑応答などを予定
- 5 備 考 本件の報道解禁は調印式終了以降(2月6日(月)14:30)にてお願い申し上げます。

以 上

【添付書類】「関西大学と猪名川町との連携協力に関する協定書」

※取材をご希望の方は、お手数ですが下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

この件に関するお問い合わせ先

関西大学 総合企画室 広報課 担当：石田、寺崎
 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 Tel.06-6368-1131 Fax.06-6368-1266
 www.kansai-u.ac.jp

この伝統を、超える未来を。



関西大学と猪名川町との連携協力に関する協定書

関西大学(以下「甲」という。)と猪名川町(以下「乙」という。)とは、相互の人的、知的資源の交流と、物的資源の活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地域づくり、教育・文化の振興、人材育成、福祉の増進、産業振興等の分野で相互に協力し、活力ある地域づくりと大学の活性化に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- (1) 特色ある地域づくりに関すること。
- (2) 教育・文化の振興に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 福祉の増進に関すること。
- (5) 地域産業の振興に関すること。
- (6) 学術研究に関すること。
- (7) その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項。

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれから改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

以上のおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

2017年 月 日

(甲) 関西大学

(乙) 猪名川町

学 長

町 長